

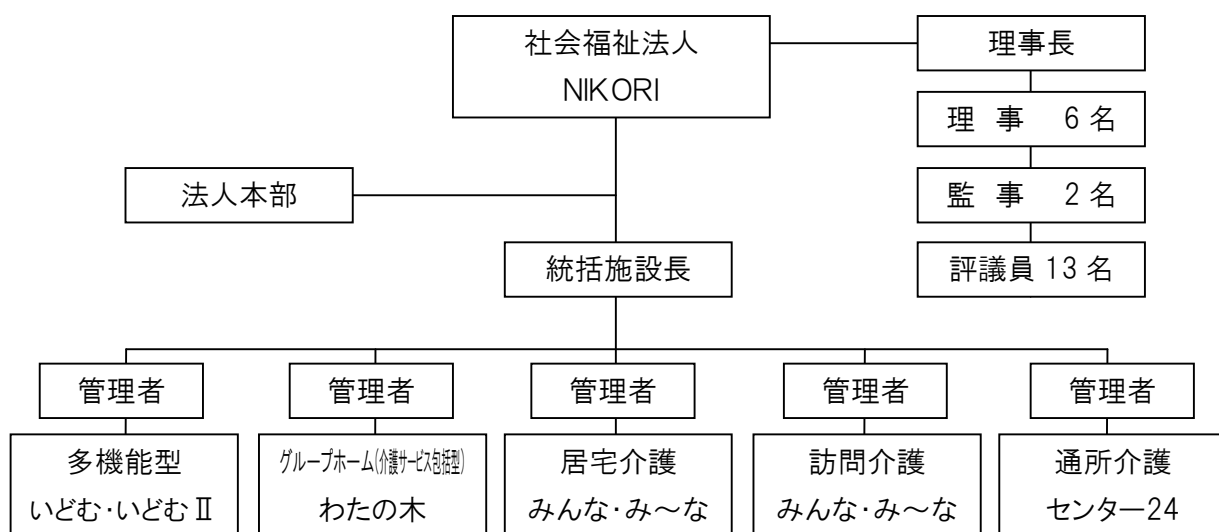
# 1 はじめに

法人の設立・事業開始から5年目を迎える今年度。この間、地域の一資源として社会福祉法人NIKORIの認知度は徐々に高まり、事業を利用している利用者ご本人とご家族を始め、近隣地域住民の方々や関係諸機関の方々等、たくさんのお力添えを頂き、支えられながら事業展開を進めている。

現在、国において社会福祉法人のあり方について、公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任や地域社会に貢献する法人のあり方を徹底することが検討されており、平成29年4月には社会福祉法人制度改革を控えている。当法人においては、制度に振り回されることなく、地域に開かれた社会資源の一つとして、地域社会に安心を提供することが求められている。既存の実施事業に留まらず、時代に即した実践を重ね「法人・福祉事業体は“誰のために”、“何のために”、“どうあるべきか”」を、常に問い続ける役職員集団であることが求められている。

『住み慣れた街で、働き・暮らし・笑っていたい』を掲げ、障がいのある方々の地域生活の実現及び一般就労の継続を主軸とした支援を中心に、高齢者及び障がい者の在宅生活を継続するために必要な福祉サービスを構築し、一人一人の利用者に寄り添い、思いを具現化することを目指すことが法人に課せられた使命であると考え。利用される方一人一人の顔が見え、必要とされるニーズが見える法人運営を実現することに努めていく。

# 2 法人の組織



### 3 理事会・評議員会の開催

#### ①理事会の開催

平成 28 年 5 月・8 月・12 月・平成 29 年 3 月の計 4 回を予定。必要に応じて臨時の理事会をその都度開催する。

#### ②評議員会の開催

平成 28 年 5 月・8 月・12 月・平成 29 年 3 月の計 4 回を予定。必要に応じて臨時の評議員会をその都度開催する。

### 4 監事による監査

年 4 回、処遇・会計の状況について、監事による監査を実施する。理事会開催月に監査を行い、法人の財産状況及び運営状況について、理事会及び札幌市長に報告する。

### 5 事業運営

- ①第二種社会福祉事業 老人デイサービス事業 センター24 の運営
- ②第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業 (居宅介護事業)みんな・み～なの運営
- ③第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業 (重度訪問介護事業)みんな・み～なの運営
- ④第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業 (行動援護事業)みんな・み～なの運営
- ⑤第二種社会福祉事業 移動支援事業 みんな・み～なの運営
- ⑥第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業 (共同生活援助事業)わたの木の運営
- ⑦第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業 (自立訓練[生活訓練]事業)いどむの運営
- ⑧第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業 (就労移行支援事業)いどむの運営

### 6 本年度の重点施策

- (1) 長期展望に基づく経営基盤及び経営組織の強化
  - ①経営基盤強化のための事業の見直し・検討と実施
  - ②理事会及び法人本部機能の強化
  - ③各事業の組織強化に向けた、人材の安定確保とマンパワーの育成
- (2) 社会福祉法人制度改革に向けた取り組み
  - ①経営組織のガバナンスの強化
  - ②事業運営の透明性の向上
  - ③財務規律の強化
  - ④地域における公益的な取り組みの強化

- (3) 事業の定着・安定化
  - ①各事業の安定・継続した利用者の確保及びサービスの質の向上
  - ②新規生産活動及び就労先事業所の開拓等
- (4) 利用者サービスの向上とコンプライアンス(法令順守)の徹底
  - ①利用者の意向に基づく個別支援計画等の策定
  - ②利用者の権利擁護の堅持・関係法令及び法人規程の遵守等
- (5) 人事管理の充実
  - ①職員の業務に対する志気の高揚、人権尊重やコンプライアンス意識及び経営感覚の醸成など、今後の法人運営に必要不可欠な人材育成を目的とした、人事考課制度の適正運用
  - ②職員各自の職責に基づく職務履行及び組織的履行の徹底・OJT／OFF-JTを含めた職員研修の充実

## 7 地域ネットワークの構築と強化

安心で豊かな暮らしを継続して提供するために、これまで作り上げた地域支援システムの見直しと再構築に向け、地域ネットワークの強化に努め、権利擁護、健康、居住、日中活動、就労、余暇、防災、防犯、コミュニケーション等、あらゆる角度からの利用者支援に向けて活動を行う。

## 8 職員技能及び専門性の向上

福祉サービスに携わる支援者として質の向上を目指し、各種研修会への参加を積極的に行う。また、研修報告を充実させ職員間で情報を共有することにより、日常の支援業務にフィードバックすることの重要性を考え、一人一人のスキルアップを目指していく。

- (1)研修会の実施及び参加
  - ①中央情勢についての情報収集を行い、制度改革についての知識を得る。
  - ②利用者支援に必要な、様々な知識やスキルを学ぶ。
  - ③事業運営管理を行える職員育成のため、外部・内部研修を充実させる。
- (2)地域ネットワークの強化
  - ①地域の関係機関等との会議に積極的に参加することにより、広い視野と支援ネットワークを構成出来るような人材を育成する。

## 9 広報活動の充実

社会に広く認知される開かれた社会福祉法人を目指し、社会福祉法人に求められている情報開示に努めることが出来るよう、ホームページでの情報発信を充実させていく。

## 平成 28 年度 いどむ事業計画 重点課題

知的障害者通勤寮～宿泊型自立訓練(生活訓練)事業～多機能型事業所【宿泊型自立訓練(生活訓練)事業「いどむ」、プラス自立訓練(生活訓練)事業及び就労移行支援事業「いどむⅡ」】と、法制度の改正にともない制度の内容・名称等の変更が行われてきたが、その間一貫して障害のある仲間たちの一般就労と地域生活の実現を目指して、必要な支援を提供してきた。

いどむは、働きながら地域で暮らすために必要なスキルを身に付ける“訓練の場”として、地域生活への入口と位置付けられる。一人一人の個性に添った支援を行う中で『住み慣れた街で、働き・暮らし・笑っていたい』の実現を目指し続けていく。札幌で働き・暮らしたいと願う仲間たちの 地域生活への確実な移行・実現と一般就労への定着・継続していくことを中心に支援していく。また、様々な事情を抱えた中途利用・緊急利用等のニーズに対し、訓練施設としてのノウハウを活用し各々の状況に応じ柔軟に対応していく。

いどむⅡ共々、障害のある仲間たちが地域で生活し続けるという共通理解のもと、多機能型事業所として、今後とも挑戦を続けていきたい。

### 【いどむ】 宿泊型自立訓練(生活訓練)事業

- 就労支援～社会人として一般企業で働き、雇用されることを目指し、職場定着と安定に繋げる（一般就労・福祉的就労）
  - ・ 就労定着…職場開拓、職場訪問、雇用の調整、問題発生時の対応、意欲の継続等
  - ・ 他諸機関との連携…高等養護学校、相談支援事業所、ハローワーク、職業センター等
- 生活支援～日常の暮らしを通じて、社会人としての自覚とスキルを高めることにより確実に地域での生活へ繋げる
  - ・ 個別支援計画の作成…状況把握、アセスメント、作成、実施、中間評価<モニタリング>修正、終了時評価
  - ・ 暮らしに必要な基礎作り…生活スキルトレーニング  
基本的な生活スキル(“清潔に暮らす”意識)、金銭管理、健康管理、人間関係の調整、ルールとモラル等
  - ・ 経済基盤の確立…雇用の安定、賃金、障害基礎年金受給 等

## 平成 28 年度 いどむⅡ 事業計画 重点課題

“利用する一人一人の顔が見え、必要とされるニーズが見える”法人を目指し、設立した社会福祉法人NIKORI。「いどむⅡ」自立訓練(生活訓練)事業[定員 6 名]及び就労移行支援事業[6 名]は、「いどむ」宿泊型自立訓練(生活訓練)事業に併設、多機能型事業所として、日中活動の場の提供を通し、地域社会の生活に溶け込めるよう、様々な形での社会参加に向けた支援を行っている。今年度は引続き作業種の拡大を図るとともに、活動メニューの工夫と広報活動に重きをおき、更に就労支援及び就労定着支援に力を注いでいきたい。地域で暮らし続けることを願う多くの方達に利用して頂ける場となるよう、活動を展開していきたいと考えている。『住み慣れた街で、働き・暮らし・笑っていたい』のスローガンの下、地域の社会資源として広く認知されるため更なる努力を行っていく。

### 【いどむⅡ】就労移行支援事業、自立訓練(生活訓練)事業

#### ● 「利用者の確保」「広報活動を重視」

- ・ 高等養護学校への巡回・情報交換・連携、相談支援事業所との情報交換・連携、地域資源(マンパワー)の活用等
- ・ 積極的広報活動の展開

#### ● 「活動メニューの工夫と充実」

- ・ 作業種の拡大～作業内容の再考、収益をあげる工夫と利用者への還元。福祉車両の有効活用。
- ・ 就労支援機能の強化 ～ 就労を目指す利用者に対し就業生活実現に向けた現実的、精神的サポート。一般就労をした方への定着支援。
- ・ 安定した地域生活の実現と継続 ～ 心身の健康を保ち、基本的な生活スキル・社会でのルールやマナー等を身につけエンパワメントを発揮。
- ・ 通ってみたい、毎日通いたい ～ 常に現状を把握、より高い専門性を持って様々なニーズに応じていく。調理実習・季節の行事(お花見昼食会・新春初詣他)等変化をつけたメニューの提供。

#### ● 「ニーズの把握」

- ・ 個別支援計画の作成(状況把握、アセスメント、作成、実施、中間評価<モニタリング>修正、終了時評価)、ご家族とのつながり

## 平成28年度

### センター24（老人デイサービス）事業計画 重点目標

平成28年度は引き続きデイサービスの介護保険改定があります。従来通所介護サービスは小規模型が多く、様々な事業者が進出してきたが、平成28年度より定員18名までのデイサービスは地域密着型サービスになり、定員がそれ以上になる場合は、通常規模型サービスとなります。あまりにも増加したデイサービスを整理する意味と思われます。

地域密着型サービス（定員18名以下）の介護報酬は、従来型の小規模型と同じに据え置かれますが、定員18名以下では少人数の職員でのサービスしかできず、資金的にも苦しい運営を強いられると予想されます。またデイサービス総量規制の対象になり、自由な運営ができない可能性も出てきます。通常規模型なら採算の取れる利用者増で乗り切れる可能性があります。

平成28年度は、また介護報酬が約8%減になると予測されるので、月間延利用者数400名を目標にしたい。

#### 【個別対応としての生活期リハ】

本人の能力が発揮できるような対応が必要で、生活期に利用者と密接にかかわる事業所が、家庭や社会への参加を促すプログラムの作成・実施を積極的に行い、利用者が生きがいを持って暮らし続けることができるようにすることが大切です。

生活期リハに必要なものは、「プログラム」「環境づくり」「適切な評価」であり、①「活動・参加を視野に入れたプログラムの改善」②「利用者が活動・参加を行いやすい環境づくり」③「生活行為力向上につながる評価」である。

#### 【個別援助】

個人のニーズやアセスメントにより身体的、社会的、知的、情緒・精神的な目線で、各利用者に最適なプログラムを提供する。

利用者の担当ケアマネへ、毎月サービス報告書での情報提供することによって、互いの情報交換を行い、より良いサービス提供ができるようにしたい。

#### 【職員の質の向上】

年間研修計画に基づいて様々なケースを想定して、毎月の職員会議で担当による討論形式で研修を行う。さらにコミュニケーション能力を養い利用者やご家族と緊密な関係を構築したい。

## 平成 28 年度事業計画 骨子 (みんな・み～な)

平成 29 年度の介護予防サービスの地域支援事業への移行が明確となり、掃除、調理、洗濯等の生活援助については、必ずしも公的事業者での支援提供が必須ではなくなる為、今後は多様な事業の参入が予想されている。

福祉支出を抑制するため、介護保険事業については福祉サービスの民営化が行われ、障害福祉制度についても、介護保険制度に接近して行くことが考えられるが、それに伴い、家事等の生活援助だけではなく、生きる上で必須の、食べること、入浴すること、排泄すること等までもが、時間単位で切り売りされる「商品」化して行くことが危惧される。何のために福祉はあるのかを常に忘れず、福祉従事者としての支援に当たって行きたい。

### **訪問介護事業及び介護予防訪問介護事業**

訪問介護事業の運営も事業開始から 4 年を経て、徐々に、緊急性の高いケースや、精神疾患のある方に対する生活援助など、居宅支援事業所から当事業所への信頼を得て、新規利用者の依頼を受けることが出来るようになってきている。今年度は、より関係機関との連携を深めると共に、各利用者への相談支援の強化、またその内容を共有し、日々の援助に反映させていきたい。

### **居宅介護事業及び札幌市移動支援事業**

昨年度は、計画相談及びセルフプランの作成が、全障害福祉サービス利用者対象となり、計画相談事業者からの情報照会を受ける機会が増えている。短時間の支援であっても、利用者の方が持つ力を発見し、課題を見落とさず、それらに関係機関や他の支援と情報共有しながら、生活全体や将来を見渡すことのできる支援を行って行く。また、障害者差別解消法の施行に伴い、再度、日々の支援の有り方や、利用者への言葉がけ、接遇を顧みる機会を持つ。

### **サービス提供体制の整備**

昨年度も介護保険、障がい福祉サービス共に、コンスタントに新規利用依頼の問い合わせがあったが、特に居宅介護等事業・移動支援事業においては、新規依頼を受けることが難しい状態となっている。サービスやスタッフ派遣の配置を工夫し、緊急性や必要性の高い依頼に対応できる体制の整備に当たりたい。

## 平成 28 年度 事業計画 重点課題

### 基本方針

障害者総合支援法の附則で施行後 3 年を目途として障害者福祉サービスの在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされていた。平成 27 年 12 月にその見直し案が提案された。その中でグループホームについて重度障害者に対応可能な体制を備えたサービスの位置付け等、利用対象者の見直しが検討項目となっている。わたの木における利用者の将来的生活の場を含め、より多様な選択肢について模索していくことが必要となっている。

ハード面については、消防法及び建築基準法により、スプリンクラーの設置等様々な規制の強化のため、賃貸での新規物件の拡大は非常に厳しいものとなっている。今後は利用者の障害支援区分や障害特性などを考慮し、サテライト型住居を活用することで、長期的に維持可能な地域生活の展開を行っていく。

わたの木(定員 53 名)においては、利用者の暮らしの安定と就労の継続のため、世話人・生活支援員の連携を深め、個別支援計画に基づき、暮らしの基礎や他者とのコミュニケーション・金銭管理等、地域での暮らしに必要な能力を身に付けることが出来るよう支援を行っていく。働く社会人として、地域で暮らし続ける仲間たちの思いに寄り添い、社会資源の一つとして地域に溶け込みながら、『住み慣れた街で、働き・暮らし・笑っていたい』という思いの具現化とその継続を目指していく。

### □ 日常生活の充実

- ・個別支援計画…利用者の抱える課題・今後の目標を支援員・利用者共に明確に理解し、課題解決・目標達成にむけ前向きに取り組んでいくため、個別支援計画(個人目標の設定・アセスメント・個別支援計画の作成、実施)をたて、モニタリングを行う。必要に応じて計画を修正し、相談支援事業所との連携を密にとり、より分かりやすく実践的な目標設定を行う。
- ・身辺処理…暮らしの基本である「洗面・入浴・掃除」などを、利用者の勤務形態や生活の場に応じて、可能な限り自発的にできるよう支援していく。
- ・金銭管理…『労働＝賃金＝生活』の関係を体得し、計画的使用ができるよう支援する。
- ・健康管理/健康診断…健康が就労の条件であり、維持には食生活が大切であることを理解する。

### □ 職場関係

- ・職場訪問…定期的、あるいは必要な場合はその都度訪問し、利用者の作業状況、職場で起こり得る諸問題の解決への調整を図り、雇用の安定を目指す。更に、職員間で情報を共有することで、利用者への理解を深めていく。
- ・失業者への対応…現在、失業者は 1 名。当法人就労移行事業を活用しつつ、ハローワークと連携し就職を目指している。また、就労継続支援事業・自立訓練(生活訓練)事業等の利用者や短時間労働者が増加するなど、就労状況は厳しい状態が続いている。  
失業時は、各種手続きの支援、一般就労への再チャレンジに向けた支援を行う。

### □ 自主活動

- ・ナッツの会…利用者・地域生活者・職員合同親睦会。相互の親睦を図り情報交換の場作りを目指す。
- ・ナッツミーティング…月 1 回、意見交換の場として、生活していくうえでの知識・情報を得ると共に、仲間としての連帯感、自己認知を深める場として活用していく。
- ・環境美化…リフレッシュ&クリーンデー:本人のエンパワメントを養うことを目的とし、年に 3 回ほど実施し、清掃・整理整頓を行い、暮らしやすい環境を整える。

### □ 保護者・各種関係機関との連携

必要に応じて話し合いを持ち、相互理解を深め協力を得ると共に、家庭状況の把握、本人の望む地域生活への道を探る。年 1 回保護者会を実施し、利用者及び当法人の近況、更に国の施策等への共通理解に繋げる。